

東京都自然環境保全審議会規則

昭和 4 7 年 1 2 月 5 日
規 則 第 2 7 6 号

改正 昭和 5 5 年 1 2 月 1 日規則第 1 7 3 号
平成 1 2 年 3 月 3 1 日規則第 2 0 1 号
平成 1 3 年 3 月 2 9 日規則第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京における自然の保護と回復に関する条例
(平成 1 2 年東京都条例第 2 1 6 号)第 1 2 条第 9 項の規定に基
づき東京都自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織
及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がそ
の職務を代理する。

(部会)

第 3 条 審議会は、専門的事項に関する調査審議を分掌させるた
め、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを
定める。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の調査又は審議の経過及び結果
を会長に報告する。

(招集)

第 4 条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

(議事)

第 5 条 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の
過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある
臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会
長又は部会長の決するところによる。

(補欠の委員の任期)

第 6 条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び
運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 5 年規則第 1 7 3 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年規則第 2 0 1 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年規則第 4 7 号)

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。